

第 51 期
報 告 書

(自 平成19年 4 月 1 日)
(至 平成20年 3 月31日)



Ko-tetsu
東京鋼鐵株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととおよろこび申し上げます。平素は特別のご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成20年3月31日をもちまして、第51期の決算を終了いたしましたので、事業の概況をご報告させていただきます。

事業の状況

当期におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に設備投資が増加し、緩やかな景気回復基調が続いておりましたが、米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的な金融市場の混乱や原油価格をはじめとする原材料価格の高騰により、景気の先行きに減速感が出てまいりました。

当社の属する普通鋼電炉業界におきましては、改正建築基準法の影響から住宅着工件数が減少し鋼材需要が落込んだため、電炉各社は独自に国内の需給調整を行い、積極的に輸出も行いました。

当社といたしましては、このような環境下、安全の確保、品質の向上、原単位の改善を推し進め、需要に見合った生産・販売を継続し市況環境改善に取り組んでまいりました。しかしながら、原材料価格の高騰によるコストアップが自助努力によるコスト削減を大きく上回ったため、販売価格引上げにも注力し採算確保に努めました。

当期の業績につきましては、売上高は18,950百万円（前期実績15,961百万円）と原材料価格高騰分の価格転嫁を随時行ったこと、海外への輸出も積極的に行ったことから前年同期比18.7%と大幅に増加いたしました。しかし、原材料価格高騰と販売価格引上げとのタイムラグが生じたことから、経常利益は2,383百万円（前期実績3,082百万円）を計上し前年同期比22.7%と大幅に減少いたしました。経常利益の減少に伴い当期純利益は1,382百万円（前期実績1,744百万円）となりました。

配当金につきましては、当期純利益が減少したことに加え、来期に製鋼用トランス、フリッカ抑制装置（第二期工事）等多額の設備投資が予定されており、内部留保の重要性も踏まえ、当期末配当金につきましては、1株当たり5円（既に実施いたしました中間配当金と合わせて年間で10円）の配当を実施いたしました。

当期の設備投資は、フリッカ抑制装置（第一期工事）や圧延スタンド等の維持更新を目的に行い、投資額は1,144百万円（前期設備投資額1,288百万円）となりました。

なお、所要資金は金融機関からの借入を行わず、すべて自己資金で賄いました。

今後の見通しにつきましては、原料である鉄スクラップや原油は未曾有の高騰を続けており、サプライム問題による影響も加わり、不透明な経済情勢が当分の間は続くものと思われま。

当社といたしましては、このような状況のもとと需要に見合った生産の継続に努め、在庫管理を強化し、製品販売価格の改善にも注力いたします。また、平成20年8月に予定しておりますトランス及びフリッカ抑制装置等の大型投資後の立ち上がりに万全を期してまいります。更には、来期からの内部統制報告制度や四半期開示制度の導入に伴いIR活動も積極的にを行い、顧客の信頼と満足を得て販売基盤の強化と業績のさらなる向上及び財務の健全化を目指してまいります。

平成20年6月

代表取締役社長 南 良 隆

直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 平成17年3月期	第 49 期 平成18年3月期	第 50 期 平成19年3月期	第51期(当期) 平成20年3月期
売上高(百万円)	14,917	15,211	15,961	18,950
経常利益(")	3,113	3,249	3,082	2,383
当期純利益(")	2,903	1,764	1,744	1,382
1株当たり当期純利益(円)	166.56	99.55	100.13	79.39
純資産(百万円)	5,672	7,434	8,885	10,092
総資産(")	13,760	14,865	16,236	18,631

(注) 第49期は原油高等による電力費等の高騰がありました。コスト削減努力により利益を計上いたしました。

会社の概要（平成20年3月31日現在）

1. 主要な事業内容

部 門	主 要 製 品
圧 延 部 門	等 辺 山 形 鋼 不 等 辺 山 形 鋼 溝 形 鋼
製 鋼 部 門	鋼 片

(注) 溝形鋼は仕入販売を行っております。

2. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

本 社：東京都千代田区

工 場：栃木県小山市

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
110名	8名	42.32才	14.78年

3. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

4. 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
商 工 組 合 中 央 金 庫	286百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 (株)	201百万円
(株) 三 井 住 友 銀 行	100百万円

5. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 55,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 17,446,000株 (うち自己株式27,050株)
 (3) 当期末株主数 968名
 (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	持 株 数
三 井 物 産 株 式 会 社	5,092千株
い ち ご ア セ ッ ト ト ラ ス ト	4,311千株

6. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	会社における地位	担 当	他の法人等の代表状況等
南 良 隆	取 締 役 社 長 (代表取締役)		
新 野 善 行	常 務 取 締 役	企画部長兼経理部長、 総務担当	(株)コーテツ起業監査役
早 川 稔	常 務 取 締 役	営業・資材担当	(株)コーテツ起業代表取締役
西 山 雅 俊	常 務 取 締 役	工場長	(株)コーテツ起業取締役
中 野 收	取 締 役	工務部長	
小笠原 雅 弘	常 勤 監 査 役		
宇津木 修	監 査 役		公認会計士 宇津木修事務所
池 田 文 美	監 査 役		池田公認会計士事務所

- (注) 1. 当該事業年度中の取締役・監査役の異動
 取締役平嶋俊祐氏、木村滋氏及び監査役栗山芳孝氏は、平成19年6月28日をもって退任いたしました。
 取締役南良隆氏、中野收氏及び監査役池田文美氏は、平成19年6月28日開催の第50回定時株主総会において選任され就任いたしました。
2. 監査役宇津木修氏、池田文美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役宇津木修氏、池田文美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7 人	106,948千円
監 査 役	3 人	19,139千円
計	10人	126,088千円

- (注) 1. 平成18年6月29日開催の株主総会において決議された取締役の報酬限度額は年額120,000千円以内であります。
2. 平成16年6月29日開催の株主総会において決議された監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内であります。
3. 報酬等の額には平成20年6月27日開催の定時株主総会において、決議されました役員賞与26,000千円を含めております。
4. 報酬の額には当該事業年度中に繰り入れた役員退職慰労引当金16,538千円を含めております。
5. 取締役の人数には、平成19年6月28日開催の定時株主総会の時をもって任期満了となった取締役2人を含んでおります。

(3) 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 の 内 容
社外監査役	宇津木 修	公認会計士 宇津木修事務所	公認会計士
社外監査役	池 田 文 美	池田公認会計士 事務所	公認会計士

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	宇津木 修	当事業年度開催の取締役会及び監査役会に全て出席し、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から、経理・財務についての発言を行っております。
社外監査役	池 田 文 美	当事業年度開催の取締役会及び監査役会に全て出席し、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から、経理・財務についての発言を行っております。

(5) 社外役員の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の 子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬 等の総額	2 人	5,564千円	円

7. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当ありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1. 報酬等の額 | 13,750千円 |
| 2. 当社が支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額 | 16,720千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の額には金融商品取引法に基づく監査報酬等を含めております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等にかかる助言業務について対価を支払っております。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人において会社法第340条第1項各号に該当する事由が生じた場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任することができます。

8. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「役員・社員行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社の全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、管理部門管掌取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務部がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

代表取締役は、業務執行状況の内部監査を行うため内部監査室を設置する。

内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を「役員・社員行動規範」に規定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に管理部門管掌取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「稟議規程」等その他必要な規程に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し整理、保存及び管理する。

内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の整理、保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

保存及び管理に関する規程は、必要に応じて適時見直しを図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、管理部門管掌取締役をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「与信管理規程」「安全衛生管理規程」等に加え必要なリスク管理規程を新たに制定する。全社的なリス

クを総括的に管理する部門は総務部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアル等を制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、管理部門管掌取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、年次利益計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。

各部門担当取締役は、年次利益計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。

総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会、役員懇談会及び実績検討部長会等において定期的に報告させ施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

(5) 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

代表取締役は、当社及び関係会社の管理について管理部門管掌取締役を統括責任者に任命し、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための施策に加え、業務の適正と効率性を確保するために「関係会社管理規程」を整備する。

当社と関係会社との取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切でなければならない。また、所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「役員・社員行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社業務担当取締役が統括管理する。関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会において報告する。

内部監査室は、定期又は臨時にグループにおける内部監査を実施し業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査結果は取締役会において報告する。

取締役会は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名する。

指名された使用人への指揮権は、監査役が指定する補助業務について監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

取締役及び使用人は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役が取締役会、取締役懇談会、実績検討部長会及び計画検討部長会等に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求め得るような体制を整備する。

取締役及び使用人は、監査役が内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図れるような体制を整備する。

9. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年5月22日に開催された取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を、以下のとおり定めました。

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、我が国の貴重な資源である、鉄スクラップを主原料に、製鋼・圧延により鋼材を製造する、電気炉一貫メーカーとして、大正7年の創業以来、常に業界の先駆者の誇りを持って、独自の技術と品質を追求してまいりました。

当社は「鉄資源のリサイクル・システムを通じて、生活、文化の発展に貢献する」を企業理念としており、その実現には「高品質の追求」「社会への貢献」「信頼関係の構築」が重要と考えております。このような理念の下、当社は品質の国際規格であるISO9001：2000年版、環境の国際規格であるISO14001：2004年版の認証を取得し、中・小形山形鋼専門メーカーとして事業展開の方向性を定め、環境保全に努めると共に販売に全力を挙げるなど、独自の経営戦略を進めております。

当社の主要分野である国内一般形鋼市場は建設需要の落ち込みから、年々縮小し、この傾向は今後も継続すると予想されます。一方、中国の粗鋼生産は急増を続け、近い将来、国内一般形鋼市場においても、中国を中心とした海外からの輸入が現実化し、国内外メーカー間の競争が一層激化するものと考えられます。

当社としましては、このような状況のもと、需要に見合った生産の継続に努め、なお一層のコスト削減を図るとともに、製品販売価格の改善に注力しております。さらに、品質の向上、安全第一を追及しながら、顧客の信頼と満足を得て、販売基盤の強化と業績のさらなる向上及び財務の健全化を図り、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことに配慮した経営を行うことにより、株主の皆様にとっての中長期的な価値を最大化することを目指していく必要があると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上述の当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

他方、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社を取り巻く厳しい経営環境の中、製鋼・圧延の生産設備の充実と効率的操業によりコストダウンを図るとともに、高い品質ときめ細かなデリバリーサービスで、お客様にご満足戴けるよう、全社的な活動を積極的に推進しております。

当社としましては、今後につきましても、特に主力の中・小形山形鋼及び半製品であるピレットの生産・販売とともに、溝形鋼は購入・販売とし効率的経営を絶えず追求いたします。また、最適生産量を追求しながらコストダウンに努め、重要課題である販売基盤の拡充も実施していくことで、更に利益体質を強化してまいります。

また、安全・環境、法令順守、透明度の高い経営を優先して実行し、コスト競争力の強化、高付加価値製品へのシフト、社員能力の向上、技術の改善・伝承に挑戦することで、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させていく所存であります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下のとおり、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を25%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が25%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入しました。

注1：特定株主グループとは、()当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者（同法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。）及びその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。）、又は()当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、()特定株主グループが、注1の()の記載に該当する場合は、当社の株券等の所有者の株券等保有割合（証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、又は()特定株主グループが、注1の()の記

載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

1. 本方針導入の目的

当社は、で述べたとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為がなされる場合、それを行った大規模買付者が財務及び事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様へ判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様へ大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。たとえば、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、取引先、顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大規模買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを検討する際の重要な判断材料となりますし、また、当社取締役会が大規模買付行為についての意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることとしました。

2. 独立委員会の設置

本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を担保するため、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任します。独立委員会の概要は資料1に記載のとおりです。また、本方針導入時の独立委員会の委員の氏名及び略歴は資料2に記載のとおりです。

独立委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容に基づいて、取締役会に対し勧告を行うほか、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員等から必要な情報を収集することがあります。

注3：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

3. 大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者から当社取締役会に対して、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）が提供されなければならず、大規模買付行為は、大規模買付情報が提供された後に設定される当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ開始されるというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、まず、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を当社所定の書式にて日本語で明示していただきます。

次に、当社は、大規模買付者に対し、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付情報のリストを交付します。具体的に提供していただく大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループの概要

大規模買付行為の目的、方法及び内容

買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

大規模買付行為後の経営方針、事業計画、資本政策等

大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客等を含む重要なステークホルダーについての基本方針

なお、当社取締役会は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家や監査役の意見を参考に、当初提供していただいた情報だけでは必要な大規模買付情報として不足していると考える場合、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に大規模買付情報の提供を求めることがあります。当社は、大規模買付情報が提供された事実及びその内容が株主の皆様の判断のために必要であると認める場合、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（買付対価を現金（円貨）のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付けの場合）又は90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案検討等のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。この期間中、当社取締役会は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、株主の皆様に対し、取締役会としての代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主共同の利益の保護を目的として、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家や監査役の意見を参考にした上で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否及び対抗措置の具体的内容は、独立委員会に諮問の上、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として新株予約権を用いる場合の概要は、資料3記載のとおりとします。なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合や新株予約権を発行する場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者に行使を認めないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようあらかじめ注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為が行われる場合に、株主の皆様に対し、あらかじめ、そのような買付行為に応じるか否かの判断のために必要となる大規模買付行為に関する情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには必要に応じて取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。従って、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社取締役会が提示する意見、代替案等をご検討の上、株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家や監査役の意見を参考に、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、又は株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、株主共同の利益を保護するため、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、(1)で述べた対抗措置をとることがあります。この場合、当社取締役会は、適時適切な開示を行います。具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、又は株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

() 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

株式等を買占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- () 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付けを行う場合

・本方針の有効期間、廃止及び変更

本方針は、平成19年5月22日に開催された当社取締役会の決議をもって、同日より発効し、平成19年6月28日に開催された当社第50回定時株主総会における承認決議をもって、有効期限は平成20年6月27日開催の当社第51回定時株主総会の終結の時まで延長されております。

なお、当社は、その後の金融商品取引法等の関係法令の改正及び施行、敵対的買収に関する裁判例、敵対的な買収提案をめぐる事例の推移、買収防衛策に関する議論の展開等の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値・株主共同の利益の保護、買収者にとっての予測可能性、大規模買付ルールの明確性等の観点から、延長の是非も含めその在り方について継続的に検討してまいりました。そして、かかる検討の結果、昨年導入した時点と比較して、本方針の導入に係る判断の基礎となった事情に大きな変化はなく、本方針を継続する必要があると判断し、平成20年5月9日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、当社第51回定時株主総会における株主の皆様の承認を停止条件として、基本的な考え方を維持したうえで、本方針を継続することを決定しました。当社第51回定時株主総会において本方針を継続することについて株主の皆様の承認を得ましたので、本方針の有効期限はさらに1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長するものとします。また、本方針の有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本方針を廃止することができるものとします。これらの場合には、その旨速やかに開示します。

本方針の継続が決定されましたので、当社は、企業価値・株主価値向上の観点から、関係法令の変更や、関係証券取引所が定める上場制度等の変更等を踏まえ、本方針の見直しを随時行い、取締役会の決議により、株主総会でご承認いただいた株主の皆様のご意思に反しない限度で、本方針を変更することもあります。これらの場合には、その変更・修正内容を速やかに開示します。

・本方針の合理性

1. 本方針が当社基本方針に沿うものであること

当社は、で述べたとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為がなされる場合、それを行った大規模買付者が財務及び事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様に大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、本方針において、大規模買付ルールを設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることがあるとしております。また、例外的ではありますが、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社取締役会において、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、又は株主共同の利益を著しく損なうと判断したときには、一定の措置を講じることがあるとしております。

このように、本方針は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものといえます。

2. 本方針が当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと

本方針により、株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断できるようになり、その結果、株主としての利益を確保し、向上させることができます。このように、本方針は、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、むしろ、その確保・向上に資するものといえます。

3. 本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する客観的要件を事前かつ明確に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、そのような要件に従ってのみ行われます。また、本方針上、対抗措置を発動する場合など、本方針の運用における重要な局面において、取締役会は、独

立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとされており、このように、本方針は、取締役会による恣意的な判断を許すものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

・株主及び投資家の皆様への影響

1. 本方針の導入が株主及び投資家に与える影響等

本方針は、当社株主の皆様が、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断するための環境を整えることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって遵守すべきルールを定めたものにすぎず、本方針の導入により、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に影響を及ぼすことは想定しておりません。

2. 対抗措置発動時に株主及び投資家に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）の法的権利又は経済的利益に影響を及ぼすことは想定しておりません。ただ、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様には、当該基準日まで名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の発行を行う場合には、名義書換に加え、所定の期間内に申込みをしていただくことも必要となります。さらに、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を割り当てることとなった際に、法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当て又は発行を決議した場合であっても、当社は、新株予約権の無償割当て若しくは発行を中止し、又は新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

以 上

独立委員会の概要

1. 構成

独立委員会は、取締役会から委嘱を受けた社外取締役、社外監査役及び社外有識者から構成されるものとし、その委員となるためには、当社経営陣から独立した地位を有することを要する。独立委員会の委員は、3名以上とし、取締役会の決議により選任するものとする。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 勧告事項

独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について取締役会から諮問を受けた場合、当該各事項を検討、審議の上決定し、その決定内容をその理由とともに取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、これらの決定にあたっては、株主共同の利益に資するか否かの観点からのみ行うものとし、専ら自らまたは当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 大規模買付者に対して追加して大規模買付情報の提供を求めることの適否並びに追加して提供を求める大規模買付情報の種類及び範囲
- (2) 大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無
- (3) 対抗措置を発動することの適否
- (4) 対抗措置の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、取締役会が独立委員会の勧告を受けるべきであると判断した事項

4. その他

- (1) 独立委員会は、当社の費用において、独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (2) 独立委員会は、必要な情報を収集するため、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員その他独立委員会が必要と認める者に説明を求めることができる。

資料 2

独立委員会委員の氏名及び略歴

田淵 智久

〔略歴〕

昭和59年 弁護士登録
昭和59年 須崎・中村法律事務所入所
平成元年 田淵法律事務所開設
平成3年 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所
平成19年 末吉綜合法律事務所開設
平成19年 当社独立委員会委員就任（現任）
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

佐藤 明夫

〔略歴〕

平成9年 弁護士登録
平成15年 佐藤綜合法律事務所開設
平成17年 駿河台大学大学院法務研究科（法科大学院）兼任講師（現任）
平成17年 株式会社アミューズ社外監査役就任（現任）
平成19年 ジャスダック証券取引所 コンプライアンス委員会委員長就任（現任）
平成19年 GMOホスティング&セキュリティ株式会社社外監査役就任（現任）
平成19年 当社独立委員会委員就任（現任）
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

宇津木 修

〔略歴〕

昭和53年 公認会計士登録
昭和57年 公認会計士宇津木修事務所開設
昭和58年 当社常勤監査役就任
平成元年 当社監査役就任（現任）
平成19年 当社独立委員会委員就任（現任）
同氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行又は無償割当ての対象となる新株予約権の総数

発行又は無償割当ての対象となる新株予約権の総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

7. 新株予約権の行使条件

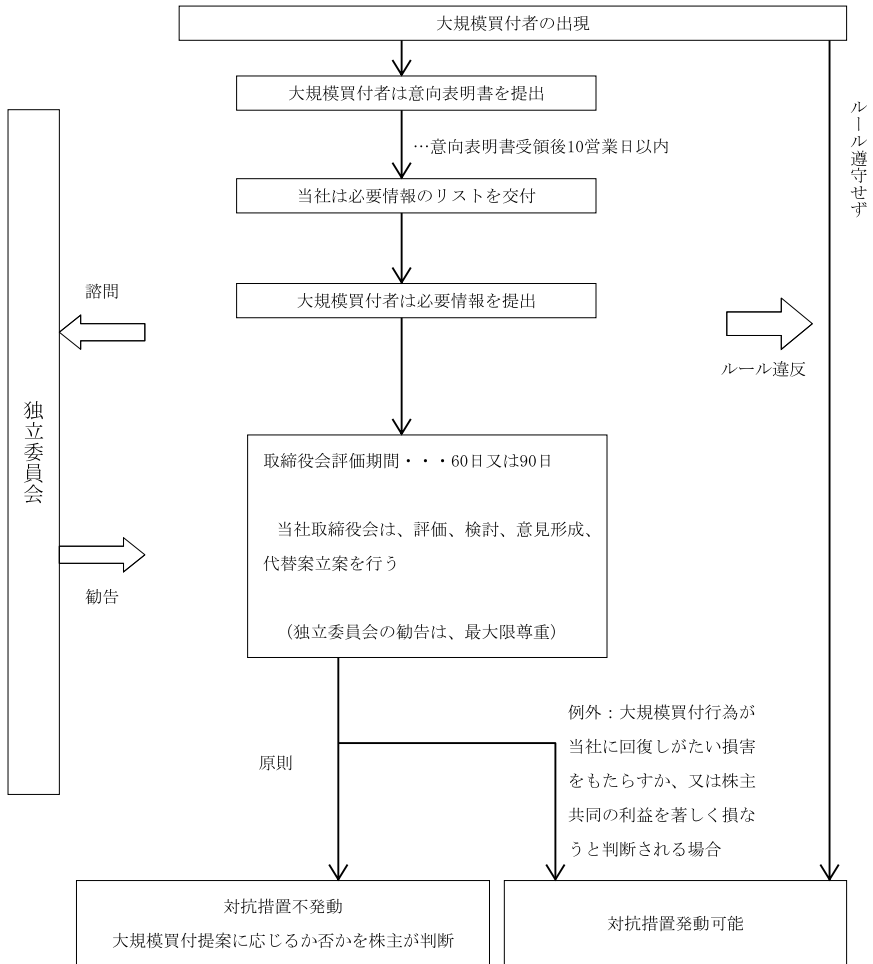
大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

資料4

大規模買付ルールの流れ



貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	〔 8,634,253 〕	流動負債	〔 6,658,454 〕
現金及び預金	461,822	支払手形	578
受取手形	1,304,149	買掛金	4,056,607
売掛金	3,006,586	短期借入金	300,000
商品	41,479	1年以内返済予定の長期借入金	115,452
製品	785,193	未払金	1,574,636
半製品	354,506	未払費用	20,214
原材料	775,511	未払法人税等	405,921
貯蔵品	88,844	未払消費税等	29,264
前払費用	2,152	預り金	30,173
未収入金	9,477	賞与引当金	97,010
短期貸付金	1,720,000	役員賞与引当金	26,000
繰延税金資産	84,466	その他	2,595
その他	63	固定負債	〔 1,881,029 〕
固定資産	〔 9,997,520 〕	長期借入金	172,446
有形固定資産	(9,758,005)	役員退職慰労引当金	47,661
建物	1,138,520	環境対策引当金	153,353
構築物	105,278	再評価に係る繰延税金負債	1,490,686
機械及び装置	3,425,647	繰延税金負債	16,882
車両及び運搬具	45,926	負債合計	8,539,483
工具器具及び備品	336,777	純 資 産 の 部	
土地	4,552,590	株主資本	〔 7,856,259 〕
建設仮勘定	153,265	資本金	(2,453,000)
無形固定資産	(22,320)	資本剰余金	(981,690)
ソフトウェア	20,036	資本準備金	981,690
電話加入権	2,283	利益剰余金	(4,432,104)
投資その他の資産	(217,194)	利益準備金	21,000
投資有価証券	8,265	その他利益剰余金	4,411,104
関係会社株式	60,000	繰越利益剰余金	4,411,104
出資金	13,700	自己株式	(10,534)
長期貸付金	10,000	評価・換算差額等	〔 2,236,030 〕
差入保証金	8,234	土地再評価差額金	2,236,030
前払年金費用	42,206	純資産合計	10,092,289
その他	74,788	負債・純資産合計	18,631,773
資産合計	18,631,773		

損 益 計 算 書

(自 平成19年 4月 1日)
(至 平成20年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,950,529
売 上 原 価		15,365,420
売 上 総 利 益		3,585,108
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,225,683
営 業 利 益		2,359,424
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,223	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	43,484	46,708
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,557	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	15,503	23,061
経 常 利 益		2,383,072
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,692	2,692
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 却 損	59,768	
減 損 損 失	7,750	
会 員 権 評 価 損	3,900	71,418
税 引 前 当 期 純 利 益		2,314,345
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	939,967	
法 人 税 等 調 整 額	8,607	931,360
当 期 純 利 益		1,382,985

株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成19年3月31日残高	2,453,000	981,690	981,690	21,000	3,201,289	3,222,289
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					174,221	174,221
当期純利益					1,382,985	1,382,985
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					1,050	1,050
事業年度中の変動額合計					1,209,814	1,209,814
平成20年3月31日残高	2,453,000	981,690	981,690	21,000	4,411,104	4,432,104

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	8,106	6,648,873	2,237,080	2,237,080	8,885,953
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		174,221			174,221
当期純利益		1,382,985			1,382,985
自己株式の取得	2,428	2,428			2,428
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		1,050	1,050	1,050	
事業年度中の変動額合計	2,428	1,207,386	1,050	1,050	1,206,336
平成20年3月31日残高	10,534	7,856,259	2,236,030	2,236,030	10,092,289

個 別 注 記 表

・重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8 ~ 36年
機械及び装置	7 ~ 14年

(会計方針の変更)

当事業年度より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ69,011千円減少しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金 従業員に対する賞与に充てるため翌期支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与に充てるため翌期支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、会計基準変更時差異（422,700千円）については15年による按分額を費用処理しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (5) 環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。
5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の処理方法 税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産 9,179,417千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金 300,000千円

長期借入金（1年以内返済予定） 115,452千円

長期借入金 172,446千円

買掛金 2,849,670千円

未払金 15,225千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,756,470千円

3. 保証債務

銀行借入に対する保証債務 従業員（住宅資金） 1,873千円

4. 関係会社に対する短期金銭債権 411,400千円

短期金銭債務 2,952,104千円

5. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他利益に関する金額を課税標準とする税金に相当する金額である「再評価に係る繰延税金負債」を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める「不動産鑑定士による鑑定評価」により算出した価格に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日	
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額		4,552,590千円
当該事業用土地の当事業年度末における時価		2,734,590千円
差	額	1,818,000千円

・損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	売 上 高	5,705,778千円
	仕 入 高	6,841,718千円
営業取引以外の取引高	賃借料収入等	2,641千円

2. 減損損失に関する事項

(1) 当社は電炉事業に使用している固定資産については、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとして、遊休資産については、個別物件単位でグルーピングしております。当事業年度において当社は下記の遊休資産について減損損失を計上しております。

用途	資材置場跡地他
場所	栃木県小山市他
種類	土地

(2) 遊休資産たる土地について地価の下落により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（7,750千円）として特別損失に計上しました。なお、当該遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は第三者による鑑定評価を基礎として算定しております。

・株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	17,446,000			17,446,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	22,800	4,250		27,050

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 4,250株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	87,116	5	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月9日 取締役会	普通株式	87,105	5	平成19年9月30日	平成19年12月11日
計		174,221	10		

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案し、決議いたしました。

株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	87,094	利益剰余金	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

・税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	38,804千円
未払事業税	29,960千円
会員権評価損	57,105千円
減損損失	54,618千円
環境対策引当金	61,341千円
役員退職慰労引当金	19,064千円
役員賞与引当金	10,400千円
その他	5,501千円
繰延税金資産小計	276,795千円
評価性引当額	192,329千円
繰延税金資産合計	84,466千円

2. 繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金負債	
前払年金費用	16,882千円
繰延税金負債小計	16,882千円
繰延税金負債合計	16,882千円

・リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ソフトウェア、車両及び運搬具等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

・関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容は業 内又職	議決権等の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係 会社	三井物産 ㈱	東京都 千代田区	337,543,942	総合 商社	直接 29.3	なし	当社製 品の販 売と原 材料の 購入	製品の 販売	5,703,811	売掛金	411,068
										未払金	13,125
								原材料 等の購 入	6,434,039	買掛金	2,849,670
										未払金	2,060

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
製品の販売についての価格その他の条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。
原材料等の購入については、市場価格等を勘案し購入価格を提示して購入しております。
3. 工場財団として有形固定資産9,038,417千円を担保に供しており、買掛金及び未払金がその担保に対応する債務です。

2. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容は業 内又職	議決権等の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱コーテ ツ起業	栃木県 小山市	60,000	金属精 錬業	直接 100.0	兼任 3名	製鋼・ 圧延等 の作業 請負他	副産物 の販売	1,966	売掛金	
								作業請 負	407,679	未払金	67,248
								賃貸料 等	2,641		
								資金の 預り	20,000	預り金	20,000

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
副産物の販売についての価格その他の条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっています。
作業請負については、作業内容を勘案し毎期契約を締結しております。
賃貸料等については、事務所等を賃貸しており、周辺の取引実態に基づいて決定しております。

3. 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容は業内又職	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	三井物産フィナンシャルサービス㈱	東京都千代田区	2,000,000	金融サービス業		なし	資金回収・運用等	売上債権の譲渡	5,409,250	売掛金	1,406,791
								資金の貸付	4,620,000	短期貸付金	1,720,000
								利息の受取	2,658		

- (注) 1. 上記金額のうち、売上債権の譲渡の取引金額及び売掛金の期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等資金の貸付及び貸付利息に係る条件は、市場金利等を勘案し合理的に設定しております。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容は業内又職	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	三井物産金属原料㈱	東京都千代田区	1,500,000	総合商社		なし	原材料の購入	原材料等の購入	454,191	買掛金	250,683
										未払金	295

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等原材料等の購入については、市場価格等を勘案し購入価格を提示して購入しております。
3. 三井物産非鉄販売株式会社と合併し、平成20年4月1日付けで三井物産メタルズ株式会社に社名変更しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 579円39銭
2. 1株当たり当期純利益 79円39銭

株 主 メ モ

決 算 期	4月1日～翌年3月31日
定 時 株 主 総 会	毎年6月開催
配 当 金	期末配当金は、毎決算期末現在の株主または登録質 権者に対しお支払いいたします。
名義書換停止期間	毎年4月1日から4月30日まで。 なお、必要がある場合はあらかじめ公告して一定期 間臨時に停止いたします。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 事 務 取 扱 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(お問い合わせ先 郵便物送付先)	〒171-8508 東京都豊島区西池袋一丁目7番7号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120 - 707 - 696 (フリーダイヤル)
同 取 次 所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
単 元 株 式 数	1,000株
単元未満株式買取 請求取扱場所	上記名義書換事務取扱場所
公 告 掲 載 方 法	東京都において発行する日本経済新聞